

板橋区心身障がい者自動車燃料費助成要綱

(昭和 56 年 6 月 26 日区長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、心身に障がいのある者（以下「心身障がい者」という。）が、日常生活のために使用する自家用自動車、自動二輪車又は原動機付自転車（以下「自家用自動車等」という。）の運行に必要な燃料費の一部を板橋区自動車燃料費助成券（以下「助成券」という。）として助成することにより、心身障がい者の生活行動圏を拡大し、その社会参加を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において「心身障がい者」とは、板橋区に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳の交付を受けた者」という。）のうち身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「施行規則」という。）別表第五号の下肢又は体幹に係る障がいの程度が 3 級以上である者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、施行規則別表第五号の上肢に係る障がいの程度が 2 級以上である者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、施行規則別表第五号の内部に係る障がいの程度が 1 級である者
- (4) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、施行規則別表第五号の視覚に係る障がいの程度が 2 級以上である者
- (5) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日付 42 民児精発第 58 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく愛の手帳の交付を受けている者のうち知的障がいの程度が 2 度以上である者
- (6) 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者
- (7) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条第 1 項第 1 号に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第一号表ノ二の障害の程度が第 3 項症以上である者
- (8) 東京都板橋区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和 48 年板橋区規則第 28 号。以下「規則」という。）第 2 条各号のいずれかの特殊疾病に罹患し、かつ、歩行困難な者

(対象者)

第 3 条 自動車燃料費の助成を受けられる者は、心身障がい者であって、当該心身障がい者、当該心身障がい者のために自家用自動車等を使用する同居の家族又は板橋区内に住所を有する当該心身障がい者の 2 親等以内の者が、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条の規定に基づく自動車検査証を交付されている者
- (2) 軽自動車検査協会に関する省令（昭和 47 年運輸省令第 52 号）第 12 条第 4 項の規定に基づく自動車検査証を交付されている者
- (3) 自動二輪車又は第 1 種原動機付自転車（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74

号)に定める第1種原動機付自転車をいう。以下同じ。)を使用し、標識交付証明書及び車両の所有期間等を確認できる書類を交付されている者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、この助成の対象者としない。

(1) 規則第3条に規定する施設に入所している者

(2) 心身障がい者(障がい者が20歳未満の者である場合にあっては、その者を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されない障がい者を扶養する者)の前年の所得(1月から9月までの支給にあっては前々年の所得)が、規則第3条の2に規定する額を超える者

(3) 板橋区福祉タクシー等事業実施要綱(昭和62年2月区長決定)により福祉タクシー利用助成(以下「タクシー助成」という。)を受けている者

(4) 板橋区福祉タクシー等事業実施要綱第7条第4号又は第5号の規定によりタクシー助成の受給資格が消滅した者

(申請及び助成券の交付)

第4条 自動車燃料費の助成を希望する者は、区長に受給資格の認定を申請する。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を審査し、認定した者(以下「受給者」という。)を認定簿に登載し、認定しない者には、その旨を通知する。

3 助成券の交付は、前項に規定する申請のあった日が属する月から、受給資格が消滅する日が属する月までとする。

4 区長は、4月1日及び10月1日を基準日とし、当該基準日が属する月(以下「基準月」という。)から6か月(以下「基準期間」という。)分の助成券を一括して交付する。ただし、基準日後の受給者に対する助成券の交付については、認定があった日の属する月から、次の基準月の前月までの月数分の助成券を交付する。

5 助成券の券種は500円券とし、有効期限は前項に定める基準日の区分にかかわらず、発行年度の3月31日までとする。

6 区長は、助成券を心身障がい者1人1か月につき500円券6枚を限度として交付する。

7 板橋区福祉タクシー等事業実施要綱により福祉タクシー利用券の交付を受けていた者については、当該福祉タクシー利用券の交付の認定が消滅した月の属する基準期間に係る助成券は交付しない。ただし、当該福祉タクシー利用券の交付の認定が消滅した月の属する基準期間に係る福祉タクシー利用券を受領していない者及び基準期間に係る福祉タクシー利用券を使用していない者についてはこの限りでない。

(助成期間)

第5条 自動車燃料費の助成期間は、申請書を提出した日の属する月から自動車検査証の有効期間の満了する日の属する月までとする。ただし、現に助成を受けている受給者にあっては、当該満了月の翌月中に新しい自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写しを提出した場合は、継続して助成を受けることができる。

2 自動二輪車又は第1種原動機付自転車の自動車燃料費の助成期間は、申請書を提出した日の属する月から車両の所有期間と認められる期日までとする。ただし、現に助成を受けている受給者にあっては、当該満了月の翌月中に車両の所有期間等を確認できる書類の写しを提出した場合は、継続して助成を受けることができる。

(自動車燃料費交付金)

第6条 自動車燃料販売店は、使用された助成券を添えて、区長に利用料金を請求するものとする。

2 区長は、前項に規定する請求があったときは、内容を審査のうえ、適正と認めたときは、速やかに利用料金を支払うものとする。

(受給資格の消滅)

第7条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格が消滅する。

(1) 死亡したとき。

(2) 板橋区外へ転居したとき。

(3) 第2条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) 第3条第1項各号に規定する自動車検査証又は標識交付証明書を返納したとき。

(5) 第3条第2項各号に規定する要件に該当するようになったとき。

(6) 利用目的をはずれ、不正に使用したことが明白なとき。

(7) 偽り、その他不正の手段により受給資格の認定を受けたとき。

(8) 受給者が希望したとき。

(9) 第12条の支給停止期間が1年を超えたとき。

(不正使用の対応)

第8条 区長は、受給者が前条第6号及び第7号の規定により受給資格が消滅した場合において、当該受給者が既に助成券を使用しているときは、当該受給者に利用料金を弁償させることができる。

2 区長は、不正使用が確認できた日以降、新たに助成券を交付しないことができる。

(助成券の返納)

第9条 受給者(受給者が死亡したときはその相続人等)は、第7条の規定により受給資格の認定が消滅した場合において、未使用の助成券があるときは、速やかに区長に返納しなければならない。

(届出義務)

第10条 受給者、受給者のために自家用自動車を使用する同居の家族又は板橋区内に住所を有する受給者の2親等以内の者は、第4条第1項に規定する申請の内容に変更があった場合は、速やかに区長に届け出なければならない。

(調査)

第11条 区長は、受給資格の認定について必要があると認めるときは、当該受給者の受給資格の要件等について調査することができる。

2 区長は、前項の調査のため、受給者に必要な書類その他物件の提示を求め又は受給者その他関係者に対して職員をして質問させることができる。

(支給停止)

第12条 区長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成券を支給しないことができる。

(1) 第3条第2項第2号に規定する所得が不明のとき。

(2) 病院又は介護老人保健施設に1か月以上入院又は入所しているとき（入院又は入所中の者で、他の病院での定期的な診察又は治療が必要なものを除く。）

(3) 第5条の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し（第3条第1項第3号に該当する者にあつては、標識交付証明書の写し及び車両の所有期間等を確認できる書類の写し）の提出がないとき。

2 区長は、受給者が前項各号に掲げる場合に該当しなくなり、受給資格の認定の要件が満たされたときは、その月より助成券を支給する。この場合において、受給資格の認定通知は助成券の発送をもって代えることとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、昭和61年10月請求分より適用する。

付 則

この一部改正は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成9年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成16年3月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年3月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この一部改正は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

2 改正後の板橋区心身障がい者自動車燃料費助成要綱の規定は、令和 3 年 10 月以後の月分の助成券の支給について適用し、同年 9 月以前の月分の助成券の支給については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。